

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「経営環境変化への対応」の観点から意思決定のスピードアップを図り、変化に柔軟に対応していくこと、「経営の透明性」の観点から経営の監督機能の充実を図ること、「経営の健全性」の観点から法令を遵守し、社会倫理に反しないことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
若山 陽一	9,031,178	22.37
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	3,419,400	8.47
有限会社コベルニクス	1,817,200	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,517,800	3.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,243,600	3.08
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1,157,701	2.87
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS— UNITED KINGDO M (香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	835,800	2.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (株式会社みずほ銀行決済営業部)	749,564	1.86
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS—JAPAN AGGRESSIVE (株式会社三菱UFJ銀行)	641,100	1.59
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (株式会社みずほ銀行決済営業部)	594,856	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

———

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鉢嶺 登	他の会社の出身者											
吉松 徹郎	他の会社の出身者											
井垣 太介	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鉢嶺 登	○	---	株式会社オプトホールディングの創業者であり「事業創造プラットフォーム構想」を掲げ、目まぐるしく変化するIT業界に於いて数多くのIT企業の成長を支えてきました。その経験が人材サービス業界の変革と成長を目指す当社の経営に活かされると判断し、選任いたしました。また、同氏は、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

吉松 徹郎	○	----	株式会社アイスタイルの創業者であり「生活者中心の市場創造」をビジョンに掲げ、独自のデータベースを活用することによって、メディア・小売・流通・人材とビジネスを展開してきました。その経験が派遣で働く人達を顧客と定義する当社の成長に活かされると判断し、選任いたしました。また、同氏は、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
井垣 太介	○	----	弁護士として企業法務全般に関する豊富な知識と経験を有しており、特にクロスボーダー案件、M & A、事業再生や訴訟案件における豊富な実務経験を有しております。その経験がコンプライアンス及びコーポレートガバナンス体制の強化を図る当社に活かされると判断し、選任いたしました。また、同氏は、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	8	0	1	3	2	2	社外有識者
報酬委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—

補足説明

当社は、会社法に規定された委員会設置会社ではありませんが、取締役候補者の指名に関する手続きの透明性及び客観性を確保するとともに取締役会の説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会を設置しております。指名委員会は、社外の弁護士を委員長とし、社外の弁護士2名（委員長を含む）、代表取締役、社外取締役3名、社外監査役1名、社内監査役1名で構成されております。「その他」の内訳は、監査役2名となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は、毎週定期的に意見交換会を実施しております。具体的には、前週に内部監査室で行った監査結果を監査役に報告し、これにより監査役は監査内容、監査重点項目についての助言を行っております。このことにより、監査テーマ、監査項目について理解を共有しております。監査役と会計監査人は、定期的に会合の機会を設け、そこで必要な情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小松 理一郎	他の会社の出身者													
水上 博和	他の会社の出身者													
吉田 博之	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松 理一郎	○	----	長年の銀行業務を経て、出向先の株式会社廣済堂で代表取締役専務まで歴任しました。当社の経営全般における監視と有益な助言が行われ、その職務が適切に遂行されると判断し、選任いたしました。当社の社外監査役としての在任期間は、1年となります。また、同氏は、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
水上 博和	○	----	長年の金融機関での豊富な知識と経験により、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切かつ有用な発言が行われ、その職務が適切に遂行されると判断し、選任いたしました。当社の社外監査役としての在任期間は、10年となります。また、同氏は、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
吉田 博之	○	----	税務、会計分野の専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の経営執行に対する適切かつ有用な発言が行われ、その職務が適切に遂行されると判断し、選任いたしました。当社の社外監査役としての在任期間は、4年となります。また、同氏は、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、2019年6月22日開催の取締役会において、業績連動賞与制度を導入することを決議いたしました。また、経済情勢の変化や成果に応じた報酬体系の運用の充実を図るため、業績評価指標及び各取締役に対する配分方法は取締役会において事業年度毎に決定することとしております。

なお、本事業年度の業績連動報酬賞与の算出方法は、以下になります。

- ・業績連動賞与の総額は、第13期連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」の1.5%（円未満切捨て）。但し、人件費が売上高の6%を超える場合には業績連動賞与と総額の上限は、人件費総額の範囲内
- ・第13期連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」が6,200百万円未満の場合は、業績連動賞与は支給なし

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、有価証券報告書において社内取締役及び社外取締役の報酬総額、社内監査役及び社外監査役の報酬総額を開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成20年6月23日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬総額は年額500百万円以内、監査役の報酬総額は年額100百万円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会及び監査役会等の重要会議について、十分な審議をいただくため、事前に資料の送付を行っております。社外取締役及び社外監査役に対して、サポートする専任スタッフはおりませんが、適宜関係部署にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社では、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物であり、当社との間に特別な利害関係のない社外取締役を選任しております。当社の取締役会は6名で構成し、うち3名が社外取締役となっております。取締役会は、代表取締役を議長とし、当社並びに当社グループの業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、取締役の責任の明確化と機動的な取締役会の構築を図るため、取締役の任期は1年としております。取締役会は月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の監督にあっております。なお、取締役の報酬は取締役会で決議の上、決定されます。

2. 監査役会

当社では、経営執行に関する監査は、監査役による監査体制を強化・充実させることにより十分に機能するという考えから、従来の監査役制度を継続しております。監査役4名のうち3名が社外監査役で構成される監査役会は、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常の経営活動の監査を行っております。

監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役、役員、従業員及び会計監査人から事業の報告を求め、業務や財産を調査する法律上、監査役に認められている監査権限を行使しております。また、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議への出席や事業場への往査を行うことなどにより実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。さらには、グループ各社の監査状況の把握と情報交換を目的としてUTグループ監査連絡会を設置して、監査役及び内部監査室との連携を図り、グループ全体のガバナンスを有効に機能させるための体制を整えております。なお、監査役の報酬は、監査役会で決議の上、決定されます。

3. 指名委員会

当社では、取締役候補者及び監査役候補者の指名に関する手続きの透明性及び客観性を確保するとともに、取締役会の説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会を設置しております。社外の弁護士を委員長とする指名委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献し得る人物を指名し、取締役会へ付議することとしております。

4. コンプライアンス・リスク管理会議

当社では、取締役会の諮問機関として、代表取締役を議長とし社外の弁護士も参加するUTグループコンプライアンス・リスク管理会議を月1回開

催しております。UTグループコンプライアンス・リスク会議は、当社及び当社グループにおけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議、法令遵守及び公正な職務執行を確保するための必要事項の検討並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行っております。また、当社及び当社グループにおけるリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生 の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合の損失の最小化並びに再発防止策の策定を行っております。

5. 執行役員制度

当社では、経営監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲することで、取締役会の経営監督機能を強化しております。また、執行役員による機動的な業務執行を促進し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに内部牽制機能を確立するため、職務分担及び会社組織の分掌事項を定期的に見直し、各組織の権限や責任者の明確化を図っております。

6. 経営会議

当社では、執行役員による業務執行上の重要な事項について、執行状況及び課題を報告するとともに、取締役会での付議事項の方針の審議及び取締役会で決議された経営の基本方針に関する具体的執行方法について決議するため、代表取締役を議長とし、常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議を年間スケジュールに基づき開催しております。なお、当社執行役員は、当社グループ会社の取締役を兼務し、当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を経営会議等において当社の事前承認事項とすることにより、子会社の経営管理を行っております。

7. ガバナンス検討会

当社では、取締役会による監督、監査役監査、内部監査等を包括的に点検、改善し、ガバナンス強化を図ることを目的にガバナンス検討会を3ヶ月に一回開催しております。ガバナンス検討会は、常勤監査役を議長とし、社外取締役と社外監査役を含む監査役で構成し、コーポレート・ガバナンス上の情報共有を行うとともに意見交換を行い、必要に応じて取締役会へ上申しております。

8. 内部監査室

代表取締役社長が直轄する組織である内部監査室は、内部監査計画に基づき、グループ全体を対象に経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、有効性及び効率性を検討・評価し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。また、監査役と連携して、グループ全体のガバナンスや内部統制システムの有効性を適正に監査しております。

9. 会計監査

会計監査は、仰星監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

会計監査業務を執行する会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりになります。

(1)業務を執行する公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 榎本 尚子

指定社員 業務執行社員 三島 陽

(2)会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補等3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役6名のうち、社外取締役を3名選任することにより、取締役会の独立性と経営の透明性及び客観性を高め、経営の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの維持向上に努めております。また、取締役会の業務執行権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任の範囲を明確にすることで経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため執行役員制度を導入し、経営判断の迅速化を図っております。加えて、当社は、経営に関する監督は、監査役による監査体制を強化・充実させることにより充分に機能することができるという考えから、従来の監査役制度を継続しております。監査役4名のうち、独立性及び高度な専門的知識を有した社外監査役3名で構成される監査役会は、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与しております。これらの体制によりコーポレート・ガバナンスは充分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、定時株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると見込まれる日を回避し、多くの株主にご出席をいただきやすい土曜日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月開催の定期株主総会より、インターネットでの議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2019年6月開催の定期株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに招集通知の英訳版を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IRポリシー」を定め、当社ホームページ上に掲載しております。株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。当社をご理解いただくために有効と思われる情報につきましても、積極的かつ公平に開示する方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向けの説明会を開催しております。また、アナリスト・機関投資家向けの説明会資料を当社ホームページ上に掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表日にあわせてアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施し、決算の詳細とともに事業戦略についても代表取締役社長が説明しております。この他、重要な新規事業の開始や大型買収案件の発表時には、随時事業戦略の説明会を実施します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けにミーティングを開催し、代表取締役社長自らが出席し事業戦略についてプレゼンテーションを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算報告書、決算説明会資料、有価証券報告書、株主通信を中心にIR情報を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署を社長室とし、社長室長をIR担当執行役員としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーを尊重すべく「UTグループコンプライアンス行動規範」を定め、健全で透明性の高い企業経営の実現に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「はたらく力でイキイキをつくる」というミッションのもと、「日本全土に仕事をつくる」を中期ビジョンに掲げ、日本全土に良質な雇用機会を創出することやキャリアアップ機会を拡大することで社会的責任を果たしてまいります。今後は、環境への取組みについても積極的に検討してまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社では、健全で透明性の高い経営の実現を目指すべく、「IRポリシー」において情報提供に係る方針等を当社ホームページ上に掲載しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、内部統制システムの強化を重要な経営課題の一つとして捉え、グループ全体の業務プロセスを適正に維持することにより、法令等の遵守、業務の有効性及び効率性、経営の透明性を確保したいと考えております。

なお、2019年2月26日開催の取締役会決議により、「内部統制システムの基本方針」の内容を一部改定しております。改定後の内容は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営業務執行上の重要な事項については、取締役会において決定します。代表取締役は、会社の業務執行状況及び重要と認められる事項について取締役会に報告します。また、取締役の業務執行に関する監督機能を維持強化するため、社外取締役を選任します。
- (2) 取締役会の諮問機関として、代表取締役を議長とし、社外弁護士も参加するUTグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、当社及び当社グループにおけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議、法令遵守及び公正な職務執行を確保するための必要事項の検討並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行います。
- (3) 「UTグループ行動指針」及び「UTグループコンプライアンス行動規範」において、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを規定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知します。
- (4) コンプライアンス推進については、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導します。
- (5) 内部通報制度を設け、組織的又は個人的な法令違反行為ないし不正行為等に関する相談又は通報の適切な処理の仕組みにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の機動性の向上を図ります。
- (6) 内部監査室を設置し、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、有効性及び効率性を検討、評価、報告することにより、内部統制の維持・改善を行います。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令並びに「文書管理規程」及び「取締役会規程」に基づき、取締役会の議事録とそれらの資料等の適切な保存及び管理を行います。
- (2) 情報の管理や保存期間等については、「情報セキュリティ管理規程」及び「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、情報の保存及び管理体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社及び当社グループにおける管理すべきリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合の損失の最小化並びに再発防止策の策定を行います。
- (2) 有事においては、被害を最小限にすることを目的とした「有事対応マニュアル」に準じて迅速かつ適切に対処します。また、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとします。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行います。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は1年とします。
- (2) 当社は、「取締役会規程」において、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするとともに、「職務権限規程」において、業務執行に関する各組織や各職位の責任と権限を明確にします。
- (3) 当社は、取締役の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲することで、経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の実効性を向上させることを目的として執行役員制度を導入します。
- (4) 当社は、代表取締役を議長とし常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議において、業務執行上の重要な事項について、執行状況及び課題を報告するとともに、取締役会での付議事項の方針の審議及び取締役会で決議された経営の基本方針に関する具体的執行方法について決議します。

5. 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使するとともに、「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか経営会議において確認します。
- (2) 子会社の経営については、当社執行役員が当社グループ会社の取締役を兼務し当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行います。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行います。
- (3) UTグループコンプライアンス・リスク管理会議は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進し、当社の内部監査室が、「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規定等への適合等の観点から、子会社の監査を実施します。
- (4) 「UTグループ行動指針」、「UTグループコンプライアンス行動規範」及び「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を当社グループへ適用し、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを周知します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役会において決議を行ったうえで、監査役より要請があった場合、必要に応じて、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、使用人は監査役専属で補助業務を行います。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとします。
- (2) 取締役には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従うこととします。
- (3) 補助使用人の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとします。

7. 当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

- (1) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びUTグループコンプライアンス・リスク管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めます。
- (2) 監査役は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。
- (3) 監査役は、子会社の役員及び従業員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役員及び従業員は速

やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役員及び従業員に周知します。子会社の役員及び従業員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに監査役に報告をします。

(4) 当社及びグループ会社共通の内部通報制度の情報について、担当部署は監査役へ定期的に報告を行います。

(5) 監査役へ報告した者に対しては、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知します。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行います。監査役は、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べます。

(2) 監査役は、法令、定款、監査役監査基準等の社内規程及び監査計画に基づき監査を行います。

(3) 監査役は、監査法人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めるほか、代表取締役と定期的な面談を行います。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する各種規程を定めるとともに、情報開示に関する担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。

(2) 監査役は、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき財務報告内部統制に関する監査を実施します。

(3) 監査役は、財務報告内部統制が重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当役員に対して適時かつ適切に指摘し、必要な改善を求めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制を以下のとおりとします。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止します。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 反社会的勢力との関係を遮断することを「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に定め、当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知します。

(2) 当社及び当社グループ会社は、「反社会的勢力排除規程」「反社会的勢力調査・排除マニュアル」において、当社及び当社グループの締結する契約、その他あらゆる活動から反社会的勢力を排除するために必要な措置等について定めます。

(3) 反社会的勢力から接触を受けた等の場合は、担当部署が警察、弁護士と連携して対処します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

